

I 概要

各省各庁の長は、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第35条の規定により、職員の勤務する場所において、①職員が死亡することとなった災害（事故の発生の日から10日以内の死亡）、②同一の原因により3人以上の職員が傷病を負ったもののうち1日以上休業した者がいた災害、又は③火災やボイラーの破裂等の事故で重大なもの（以下「重大災害等」という。）についてはその都度、及び重大災害等を含む前年度における職員が④死亡することとなった災害、又は⑤1日以上休業した災害の発生状況については毎年6月末日までに、それぞれ人事院に報告することになっている。本編は、これらの報告を取りまとめたものである。

令和5年度における一般職の国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）の災害の概要は次のとおりである。

1 常勤職員(28.1万人)

- (1) 常勤職員（常勤労務者及び臨時的任用職員を除く。以下同じ。）の災害による死亡者及び1日以上休業した者（以下「死傷者」という。）は232人で、前年度（266人）と比較すると死傷者は全体で34人減少し、死亡した者は6人（前年度0人）であった。

死傷者数を死傷年千人率でみると0.83で、前年度の0.95から0.12ポイント低下した。

（図1、図2及び統計表第1表）

- (2) 災害による休業日数についてみると、「休業1日以上3日以下」は人数では78人（前年度81人）に減少しているが、全体に占める割合は33.6%（同30.5%）と増加している。

（図3、統計表第3表、第6表及び第7表）

- (3) 災害を事故の型別にみると、「その他（武道訓練）」73人（全体の31.5%）が最も多く、次いで「転倒」50人（同21.6%）、「墜落・転落」26人（同11.2%）の順となっており、この3つの型で149人、全体の64.2%を占めている。

（図4、表1、統計表第4表、第5表、第6表、第9表及び第12表参照）

- (4) 災害を起因物別（大分類）にみると、「その他」107人（全体の46.1%）、「仮設物・建築物・構築物等」67人（同28.9%）、「物上げ装置・運搬機械」23人（同9.9%）となっており、この3分類で197人、全体の84.9%を占めている。

（図5、表2、統計表第8表及び第9表）

(5) 災害を作業の種類別にみると、「武道訓練」73人（全体の31.5%）が最も多く、次いで「通行」47人（同20.3%）、「調査・検査・観測」32人（同13.8%）となっており、これら3つで152人、全体の65.5%を占めている。
（統計表第10表、第11表及び第12表）

(6) 重大災害等は2件（前年度2件）発生しており、死傷者7人となっている。
事故の型別としては、「墜落・転落」1人、「交通事故（その他）」6人となっている。
（表3、表4及び統計表第13表）

(7) 船員の死傷者は24人（前年度22人）で、全体の10.3%（同8.3%）を占め、事故の型別では「その他（新型コロナウイルス感染症）」が8人で最も多くなっている。
（統計表第14-1表～第14-4表）

2 非常勤職員等

非常勤職員等（非常勤職員、常勤労務者及び臨時的任用職員をいう。以下同じ。）の災害による死傷者は71人で、前年度（60人）と比較して11人増加し、死亡した者はいなかった（前年度0人）。

災害を事故の型別にみると、前年度に引き続き「転倒」による災害が24人（前年度23人）と最も多くなっており、全体の33.8%（同38.3%）を占めている。

また、作業の種類別でみると、「通行」における災害が24人（前年度30人）と最も多くなっており、全体の33.8%（同50.0%）を占めている。

（図6、図7及び統計表第15-1表～第15-4表）

3 用語等の説明

(1) 「死傷年千人率」は、1年間の在職者1,000人当たりの災害発生による死傷者数を表したもので、算式は次のとおりである。

$$\text{死傷年千人率} = \frac{\text{1年間における死傷者数}}{\text{職員数}} \times 1,000$$

(2) 「度数率」は、100万勤務時間当たりの災害による死傷者数をもって、災害の頻度を表したもので、算式は次のとおりである。

$$\text{度数率} = \frac{\text{死傷者数}}{\text{延勤務時間数}} \times 1,000,000$$

(3) 「強度率」は、1,000勤務時間当たりの災害発生による勤務損失日数をもって、災害の重さの程度を表したもので、算式は次のとおりである。

$$\text{強度率} = \frac{\text{勤務損失日数}}{\text{延勤務時間数}} \times 1,000$$

なお、勤務損失日数は、死亡の場合は7,500日とし、負傷の場合は実際に休業した日数を使用した。

- (4) 「事故の型」とは、傷病を受けるもととなった「起因物」が関係した現象をいい、「事故の型及び起因物分類（労働省通達昭和48年1月30日基発第44号）」（以下「分類基準」という。）に掲げる「墜落・転落」「転倒」「激突」「飛来・落下」「崩壊・倒壊」「激突され」「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」「踏み抜き」「おぼれ」「高温・低温の物との接触」「有害物等との接触」「感電」「爆発」「破裂」「火災」「交通事故(道路)」「交通事故(その他)」「動作の反動・無理な動作」「その他」「分類不能」の21項目のほか、公務独自の「その他(武道訓練)」「その他(レクリエーション・スポーツ)（以下「レク・スポーツ」という。）」「その他(暴行等)」及び「その他(新型コロナウイルス感染症)」を加えた25の項目に分類している。
- (5) 「起因物」とは、災害をもたらすもととなった機械、装置若しくはその他の物又は環境等をいう。分類基準に掲げる「動力機械」「物上げ装置・運搬機械」「その他の装置等」「仮設物・建築物・構築物等」「物質・材料」「荷」「環境等」及び「その他」の8項目の『大分類』のほか、『中分類』においては、分類基準に掲げる「原動機」「動力伝導機構」「木材加工用機械」「建設機械等」「金属加工用機械」「一般動力機械」「車両系木材伐出機械等」「動力クレーン等」「動力運搬機」「乗物」「圧力容器」「化学設備」「溶接装置」「炉窯等」「電気設備」「人力機械工具等」「用具」「その他の装置・設備」「仮設物・建築物・構築物等」「危険物・有害物等」「材料」「荷」「環境等」「その他の起因物」「起因物なし」及び「分類不能」の26項目に分類している。